

平成 29 年 1 月 25 日
特定非営利活動法人トランスペアレンシー・ジャパン
理事長 若林亜紀

－ T I 腐敗認識指数（C P I）－の発表

前略

汚職・腐敗防止活動を展開する国際 NGO トランスペアレンシー・インターナショナル（略称 T I、本部ベルリン）は、1 月 25 日、2016 年「C P I（腐敗認識指数、corruption perception index）」を発表しました。

日本支部であるトランスペアレンシー・ジャパン（略称 T I - J）から概要をお届けします。

この指数は、腐敗とは「与えられた権限を濫用して私的利益を得ること」という T I の定義に基づき、各国の公務員や政治家などが賄賂などの不正行為に依拠するかどうかを数値化してランキングしたもの、つまり 世界の公務員の腐敗度ランキング です。1995 年から毎年発表しています。この種のものとしては、最も信頼が高いものとして世界的に知られており、日本の大手企業においても、贈賄リスク対策や国際コーポレートガバナンスの教育資料に使われています。

今年の日本の得点は 100 点満点で 72 点、第 20 位（前年は 75 点、18 位）と 2 年連続でやや後退しました。一位はデンマークで 90 点です。最下位は南スーダン（自衛隊の派遣先）、ソマリアです。最低限 3 種類のデータを必要とするために対象とならない小国もあり、今年は世界 176 の国と地域が対象です。

トップ 5 はデンマーク、ニュージーランド、フィンランド、スウェーデン、スイス、ワースト 5 は下からソマリア、南スーダン、北朝鮮・シリア、イエメンです。

北朝鮮、アンゴラ、スーダン、南スーダン、ソマリア、アフガニスタンなど腐敗認識指数の低い国ほど武力紛争が絶えないという相関があります。

トランスペアレンシー・ジャパンによる日本に関係の深い国の分析

日本の輸出相手トップ 5（2015 年）であるアメリカ、中国、韓国、台湾、香港の腐敗度ランキングを見てみましょう。アメリカ 18 位（前年 16 位）、中国 79 位（前年 83 位）、韓国 52 位（前年 37 位）、台湾 31 位（前年 30 位）、香港 15 位（前年 18 位）です。輸入相手国トップ 5 では中国（同）、アメリカ（同）、オーストラリア 17 位（前年 13 位）、サウジアラビア 62 位（前年 48 位）、アラブ首長国連邦 24 位（前年 23 位）です。

昨年に比べ、ラオス、ミャンマーが大きく順位を上げています。逆にカタール、クウェイト、サウジアラビアなどのアラブ諸国やタイが大きく順位を落としています。

トランスペアレンシー・ジャパン理事長若林亜紀の分析（当日の新聞、ウェブ等に寄稿決定）

腐敗認識指数を易しく言うと世界の公務員の腐敗度ランキングです。

日本は2年連続順位が後退しています。日本では政治家の贈賄事件がときどき明るみに出ますし、半ば慣行化している日本の公務員の発注先への天下りは国際的には賄賂とみなされています。

また、国連腐敗条約という腐敗対策の国際条約があり、世界181カ国が締結しているのですが日本は締結していません。

企業向けメッセージ

日本企業が注意しなければならない点として、世界のほとんどの国がこの10年で国連腐敗防止条約（UNCAC）を締結したため、途上国の贈賄事情が劇的に改善しています。企業は海外進出にあたり、「途上国では賄賂が当たり前」という認識を改める必要があります。また、アメリカやイギリスはOECDの外国公務員贈賄防止条約のもとで贈賄防止法の執行を強め、日本企業も巨額の罰金・和解金を払わされるケースも多く、多国籍ビジネスにおいては注意が必要です。

過去に日本企業が米国法や日本の不正競争防止法、現地法で捜査を受け高額の追徴金を払った例をふりかえると、以下のようにCPIの得点が低い国に集中し、和解金などの額も得点が低いほど高い傾向にあります。これらの国での取引には慎重に贈賄防止策を講じる必要があります。

米FCPA違反

| | | | | |
|-------|--------|--------|-------------------------|----------|
| 2011年 | 日揮 | ナイジェリア | 罰金2億1880万ドルで司法合意 | CPIスコア28 |
| 2012 | 丸紅 | ナイジェリア | 和解金5460万ドル | 同 |
| 2013 | ブリジストン | 中南米 | 罰金2800万ドル（他に部長個人も禁固、罰金） | |
| 2014 | 丸紅 | インドネシア | 罰金8800万ドル | 37 |
| 2015 | 日立 | 南アフリカ | 民事制裁金1900万ドル | 45 |
| 2016 | オリンパス | 中南米 | 和解金2280万ドル | |
| | | ブラジル | 40 | ボリビア 33 |
| | | アルゼンチン | 36 | メキシコ 30 |
| | | | | コスタリカ 58 |

不正競争防止法違反

| | | | | |
|------|--------|-------|----------------|------------|
| 2013 | フタバ産業 | 中国 | 罰金50万円 | 40（名古屋簡裁） |
| 2015 | 日本交通技術 | ベトナム等 | 罰金9000万円（東京地裁） | |
| | | ベトナム | 33 | インドネシア 37 |
| | | | | ウズベキスタン 21 |

以上

特定非営利活動法人トランスペアレンシー・ジャパン（TI-J）

電話、FAX: 03-3445-9364

E-mail information@ti-j.org URL www.ti-j.org